

学校感染症による出席停止について

平素は本校の学校保健活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

学校という集団生活の場では、様々な感染症が流行しやすくなります。そこで児童生徒が健康な状態で生活するために、感染症の流行を予防することが極めて重要です。このため学校保健安全法施行規則によって、学校において予防すべき感染症の種類等が下記のように定められていて、他の児童生徒に感染する可能性がある期間は出席することが出来ません。

この出席停止の期間は欠席の扱いとなりませんので、主治医と相談のうえ十分療養し、感染のおそれがなくなってから登校するようお願いします。

<登校までの流れ>

1. 医師より感染症と診断される。(自己判断せず、必ず医師の診断を受けてください。)
2. 保護者の方が学校に連絡する。
3. 医師から登校の許可が出るまで療養する。
4. 医師から登校許可がでたら、右記の「治癒報告書」を保護者が記入し、登校時に担任に提出する。病状によっては医療機関へ問い合わせをする場合があります。
 - ※ 医療機関で記入していただく必要はありません。
 - ※ 治癒報告書が足りなくなった場合は保健室までお知らせください。

<学校感染症の種類>

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ
	上記の他、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条の中で規定されている新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ その他の感染症は、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症）、帯状疱疹 等 である。

※ 伝染性紅斑(りんご病)、手足口病は医師の判断により出席停止が必要ない場合もある。

治 療 報 告 書

年 組 児童生徒氏名

保護者氏名

印

下記の疾患で、令和 年 月 日から療養中のところ現在軽快し、

(医療機関名もしくは医師名)の診断により

令和 年 月 日から登校を許可されましたので報告いたします。

記

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間または処置、注意事項
	インフルエンザ (A・B)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(※)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し(※)、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日経過するまで(※)
	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗生剤内服24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎 (ウイルス性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症)	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身症状が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は、痂皮が脱落するまで
	带状疱疹	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 ()	

(※)「発症・発現・解熱・消退した後〇日を経過」⇒発症などした当日は0日とし、翌日から1日、2日・・・と数えること。

(家庭→担任→保健室)

保護者の方が責任を持ってご記入ください。医療機関で記入していただく必要はありません。